

平成28年第7回（12月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料【所管事務調査】

福祉避難所の指定について

福祉避難所の指定及び要配慮者の避難支援について	・・・・・・・・	1～4
福祉避難所への避難対象者の考え方	・・・・・・・・	資料1
要配慮者の避難イメージ	・・・・・・・・	資料2

福祉避難所の指定及び要配慮者の避難支援について

1 福祉避難所指定方針

災害時において、一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人のそれぞれの身体等の状態に応じた避難環境を速やかに確保するため、福祉事業所等の協力を得て、本市の実情に合わせた福祉避難所を事前に指定する。

【想定条件等】

全市域に被害が及ぶ災害を想定し、指定する福祉避難所等を全て使用することを前提とする。

2 経過

- ・市内の福祉法人等 40 法人に対し、5 月～6 月にかけて、受入可能人数等を把握するための予備調査を実施するとともに、避難対象者の抽出、避難所運営マニュアル等の検討を行った。
- ・この結果を踏まえ、8 月～9 月にかけて、各法人と要配慮者の身体状況に応じた受入可能人数や受入れに際し必要となる物資などを確認するための詳細調査・協議を行ってきた。

3 詳細調査の結果

○ 障害者施設	25 施設 (受入可能人数 399 人)
○ 高齢者施設	72 施設 (受入可能人数 673 人)
* 内訳：医療が必要な人 260 人、医療の必要がない人 413 人	
【計】	97 施設 (受入可能人数 1,072 人)

※特別な医療が必要な人の受入れについて、改めて確認し、各施設が現有体制で受入可能な人数を把握した結果、予備調査に比べ受入可能人数が減少したもの

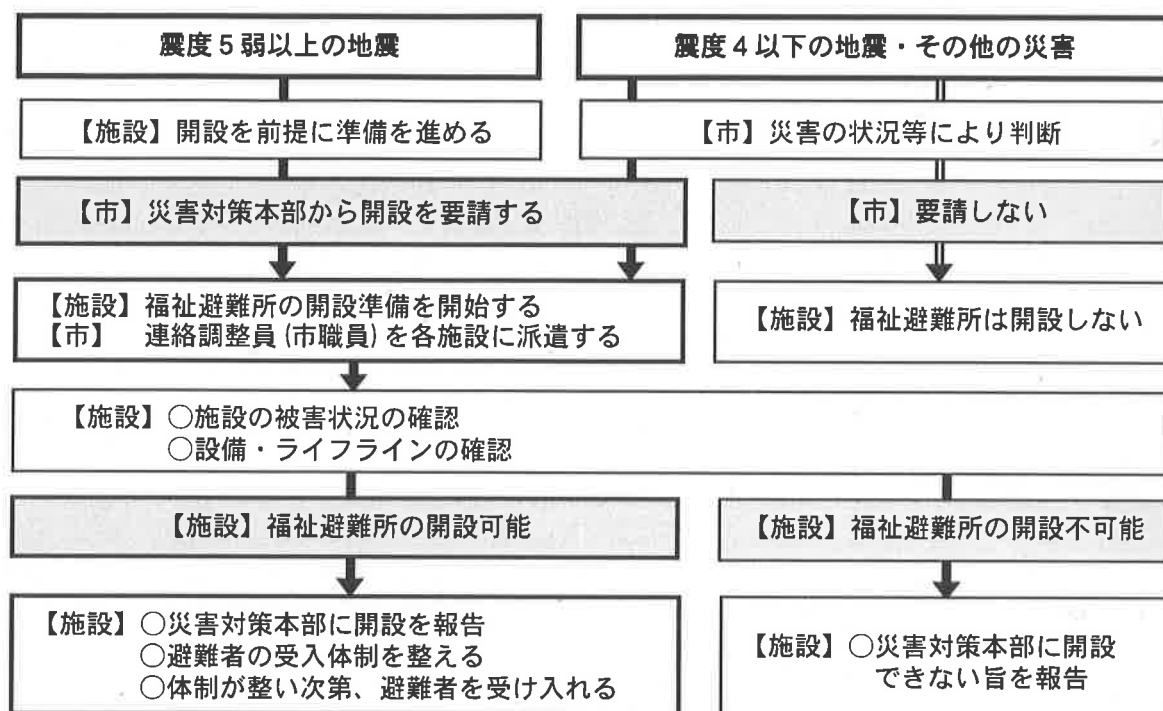
4 避難対象者区分別の避難先 (対象人数は H28. 7. 11 現在)

対象者区分	リストアップ条件 (在宅)	施設受入可能人数	対象人数	避難先等
障害者 (手帳 所持者)	・身体 1・2 級 (支援区分 5・6) ・療育 A (支援区分 5・6) ・精神 1 級 (支援区分 5・6)	399 人	132 人	【指定福祉避難所】 15 法人 23 施設 132 人 ※他に介助者 (134 人)
	・多動・自閉症など福祉避難所への 直接避難が適当と思われる人		62 人	【指定福祉避難所】 8 法人 12 施設 62 人 ※他に介助者 (62 人)
	・視覚障害 1 級、聴覚障害 1・2 級	—	—	指定避難所 福祉避難スペース 296 人
高齢者 (要介護 認定者)	・要介護 4・5 ※特別な医療が必要な人	260 人	246 人	【指定福祉避難所】 29 法人 57 施設 218 人 【臨時福祉避難所】 福祉交流プラザ 28 人
	・要介護 4・5 ※特別な医療の必要がない、独居・ 高齢者のみ世帯	413 人	346 人	【指定福祉避難所】 30 法人 63 施設 346 人
	・要介護 4・5 ※特別な医療の必要がない、複合世 帯 ・要介護 3	—	—	指定避難所 福祉避難スペース 1,725 人
要医療患者	・人工呼吸器、酸素供給装置等を使用 している人	—	—	主治医及び医療機関と協議し た上で定める医療機関 85 人
母子(乳幼 児)など	—	—	—	指定避難所 福祉避難スペース 120 人
福祉避難所 計		1,072 人	786 人	※他に介助者 196 人

5 避難所別の運営体制等

(1) 指定福祉避難所

- ・次の手順で開設する。



※市からの開設要請がない場合でも、福祉避難所への避難を必要とする要配慮者が避難してきた場合は、受入れを行う。

- ・福祉避難所の開設期間は概ね7日。ただし、被災状況等により長期化が見込まれる場合は、期間を変更するものとし、市と施設との協議により決定する。
- ・運営は、市が派遣する連絡調整員が主に災害対策本部との連絡調整を担い、施設職員は避難者の介助を担う。
- ・発災直後の避難については、自助や地域による共助を基本とする。
- ・看護職や介護職などの応援が必要な場合は、県（保健所）との協議の下、広域的な支援体制が整い次第派遣する。
- ・市外の施設等への広域的な避難移送が必要な場合は、受入態勢が整い次第、速やかな移送に向け、県（保健所）との協議の下、必要に応じて自衛隊等に協力を要請する。

(2) 臨時福祉避難所（福祉交流プラザ）

- ・指定福祉避難所の受入数に不足が生じたことから、福祉交流プラザに臨時福祉避難所を開設する。
- ・開設の手順は指定福祉避難所に準ずる。
- ・運営は、市が派遣する連絡調整員が主に災害対策本部との連絡調整を担い、避難者の介助は上越市社会福祉協議会等の協力を得て行う（別途協定締結）。

(3) 指定避難所（福祉避難スペース）

- ・指定避難所における福祉避難スペースの確保については、指定避難所を所管する防災部門において行う。
- ・発災直後の避難については、自助や地域による共助を基本とする。
- ・避難者の状態の変化等により指定避難所（福祉避難スペース）での避難生活が困難となった場合は、福祉避難所又は医療機関へ移送する。

(4) 要医療患者の避難先等

- ・要医療患者の避難先となる医療機関は、予め避難対象者本人・家族等が主治医との相談により選定し、市と本人、避難先医療機関等で情報を共有する。

(5) 市災害対策本部の体制

- ・「救護救援部」の「福祉・医療班」（要配慮者の支援を担当）の中に、新たに福祉避難所の担当を置くものとし、担当は高齢者支援課とする。

6 今後の予定等

- ・福祉避難所の指定に向け、各社会福祉法人等と協定の締結を行う。
- ・社会福祉法人上越市社会福祉協議会等と災害時の応援協定を締結する。
- ・救護所対応や避難所の医療体制の支援などを含めた包括的な医療支援体制について上越医師会と協議を行う。
- ・福祉避難所の指定に係る協定締結後、避難対象者ごとに避難先を確定の上、個別避難計画の見直しや新規避難対象者の計画作成を行う。
- ・個別避難計画は、避難対象者本人（家族等を含む）の承諾を得て、市と避難先施設、ケアマネージャー、相談支援専門員、町内会等で情報を共有する。
- ・指定福祉避難所、臨時福祉避難所及び指定避難所の福祉避難スペースで必要となる段ボールベッドなどの物資は、平成29年度予算で整備を予定する。なお、整備した物資等は、可能な限り事前に施設に寄託し、寄託が困難な施設については市が集積して保管する。
- ・経管栄養剤や医薬品、ストーマなど、避難対象者個々の状況に応じて必要となる物品については、個別に事前の用意をお願いし、避難時に持参することを原則として周知する。
- ・指定福祉避難所への連絡調整員の配置については、予め各施設に1名の担当職員を定めるものとし、職員用対応マニュアルを作成し、随時研修を行う。

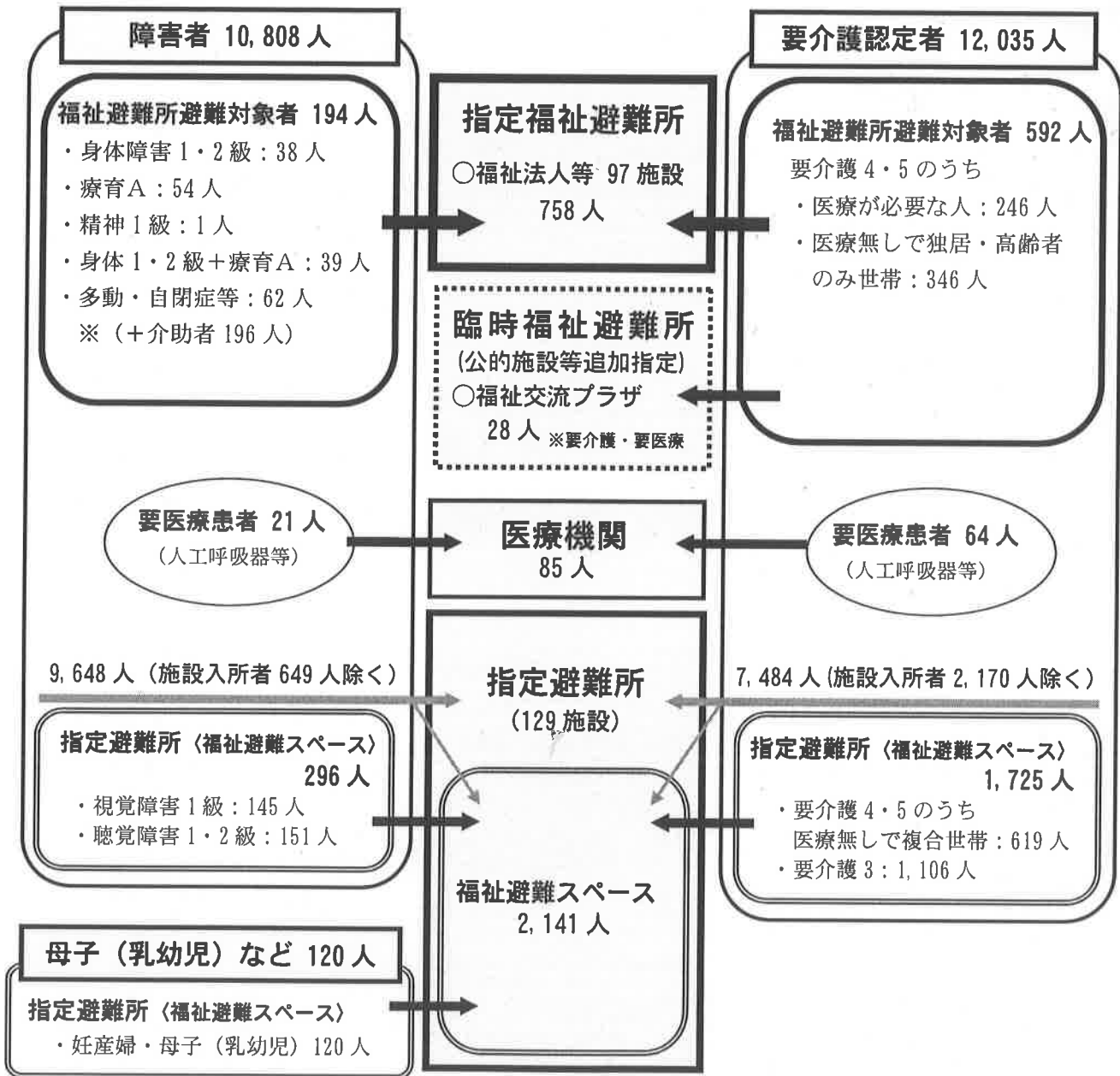
【主なスケジュール】

項目	10月	11月	12月	29年 1月	2月	3月	4月
○福祉避難所指定・協定締結				●			
○個別避難計画見直し・作成	—————→						
○町内会、市民等への周知					—————→		
○備蓄品（食料・物資）整備							■■■■→

7 今後の課題

- ・実効性を担保するための訓練とその検証を踏まえた継続的な見直し
- ・要配慮者の地域性を考慮した、臨時福祉避難所の増設の検討
- ・土砂災害や洪水等の局所的な災害への対応の検討（今回の整理内容を基礎として検討）

【参考】災害時における要配慮者区分別避難フロー図（人数は7月11日現在のデータ）



一 障害者 一

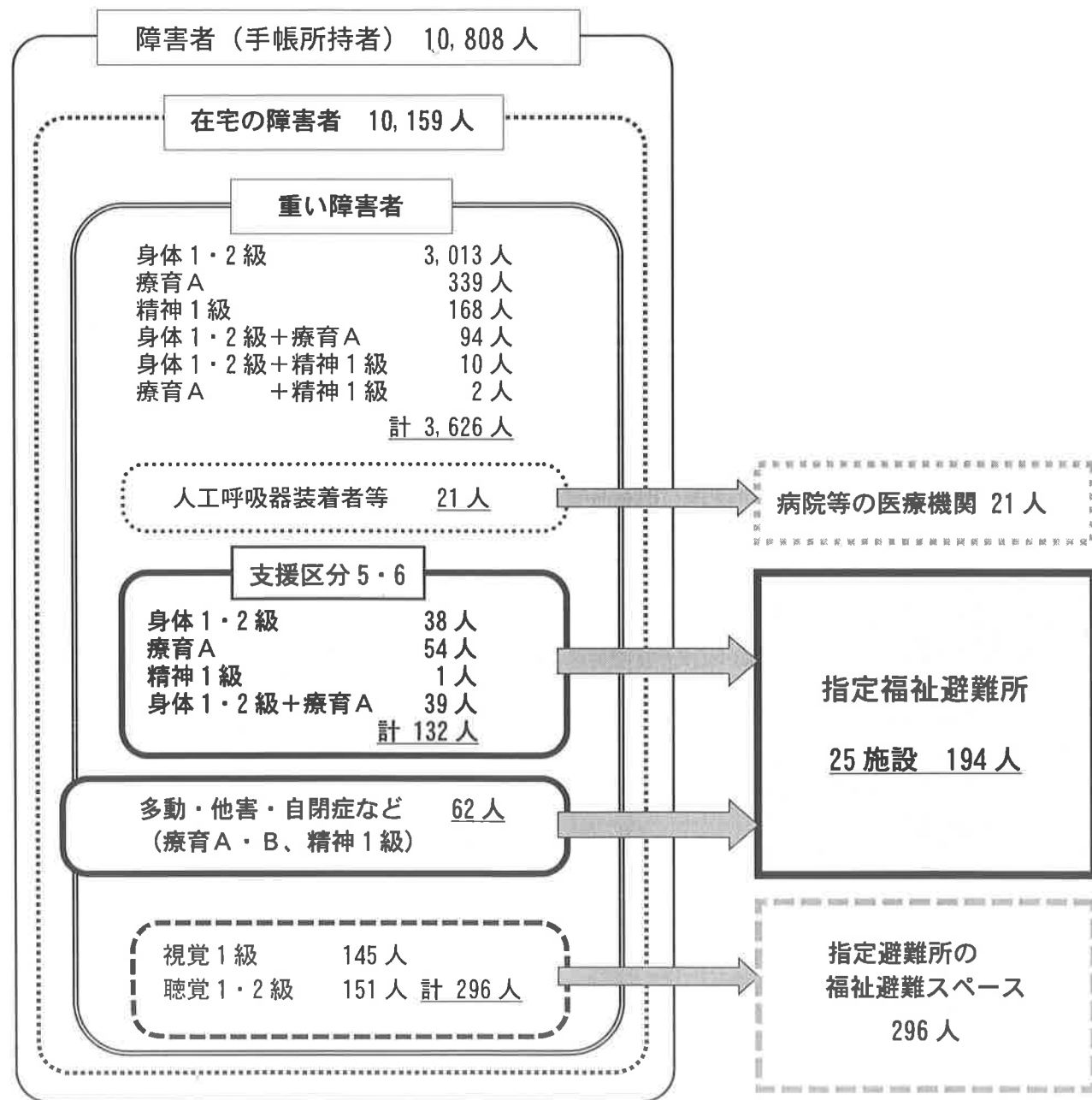
福祉避難所への避難対象者は、在宅で暮らしている重い障害のある人（手帳交付要件及び障害支援区分^(※)で判定）や、障害特性等により指定避難所での避難生活が困難と思われる次の人を対象とした。

- ① 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神保健福祉手帳 1 級所持者で、いずれも障害の支援区分が 5 または 6 の人

(※) 障害支援区分とは、心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いで、6 段階のうち 6 が最も高い。

- ② 多動や自傷・他害等の行為がある人

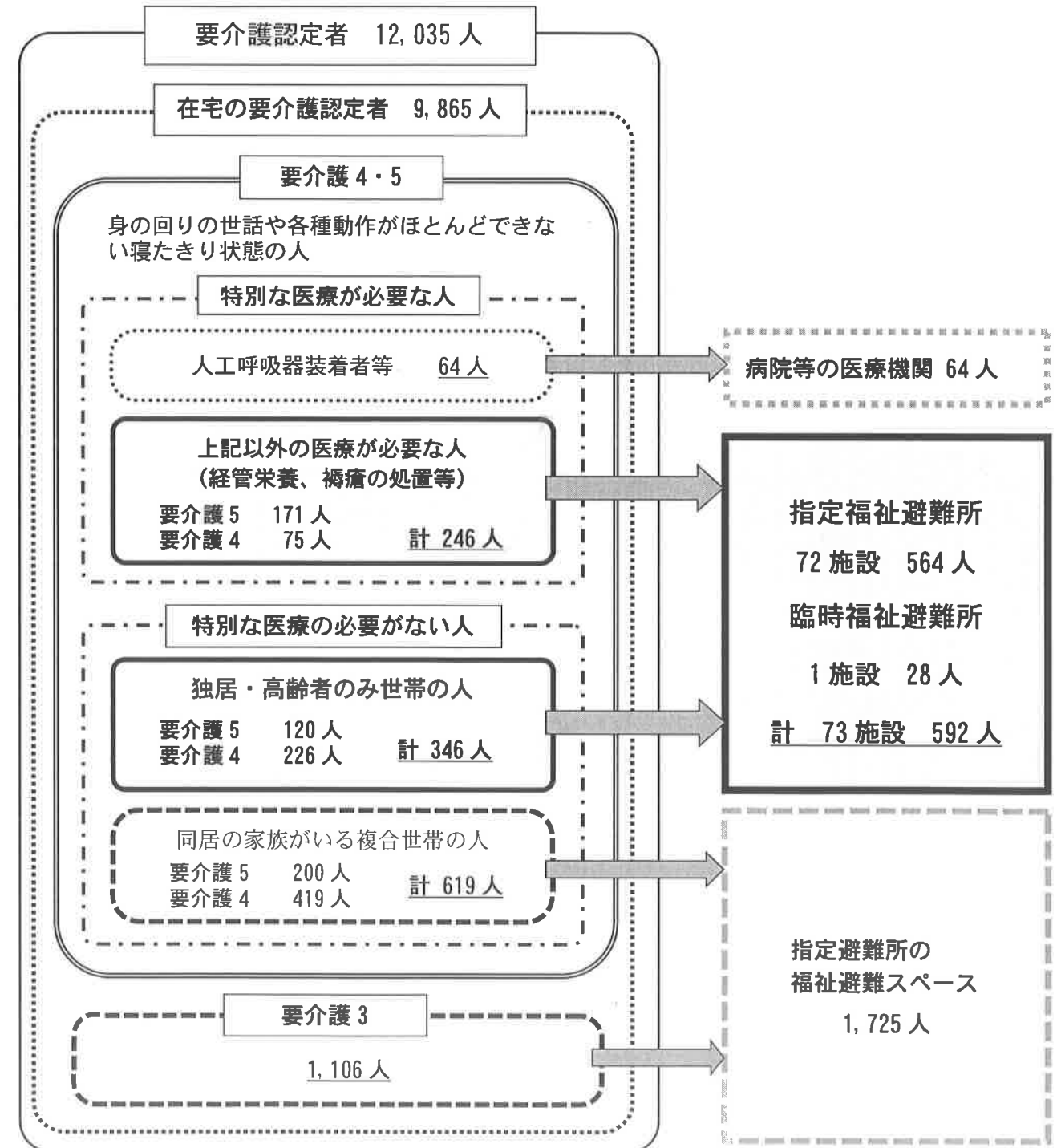
サービス等利用計画に基づき、多動・自傷・他害等の行為がある人を抽出したうえで、さらに相談支援専門員の意見・情報を踏まえて選定した。



一 高齢者 一

福祉避難所への避難対象者は、在宅で暮らしている要介護度が 4 又は 5 で、特にその身体的な状態等から指定避難所での避難生活が困難と思われる人や、家族等による介助を十分に受けることができない次の人を対象とした。

- ① 特別な医療を必要とする人（医療機関でないと対応できない人工呼吸器装着者等は除く）
- ② 特別な医療は必要としないが、高齢者独居または高齢者のみ世帯で家族による介助を十分に受けることができない人



要配慮者の避難イメージ

